

公立大学法人秋田公立美術大学
第3期中期計画

令和7年1月

【目 次】

I	第3期中期計画策定の基本的考え方	
1	本学を取り巻く現状と今後の展開	1
2	計画期間中に目指す将来像	1
3	重点的に取り組む事項	2
II	公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期計画	
第1	中期計画の期間および教育研究上の基本組織	3
1	中期計画の期間	3
2	教育研究上の基本組織	3
第2	教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	3
1	教育の充実	3
(1)	教育課程・研究指導の充実	3
(2)	グローバル人材の育成および国際交流の推進	4
(3)	教育力の向上	5
2	学生確保の強化	5
(1)	入試制度の検証	5
(2)	入試広報の充実	6
第3	学生支援に関する目標を達成するための措置	6
1	学修支援の充実	6
(1)	学修環境の整備	6
(2)	創作活動等の支援強化	7
2	生活支援の充実	7
(1)	相談体制等	7
(2)	経済的支援	7
3	進路支援の充実	7
4	総合的な支援の充実	8
第4	研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	8
1	研究水準の向上	8
(1)	先鋭的・複合的な研究の推進	8
(2)	研究成果の発信	8
2	研究支援体制の充実	9
(1)	外部研究資金獲得の強化	9
(2)	若手研究者の育成等	9
(3)	研究不正防止の徹底	9

第5	社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	10
1	地域社会への貢献	10
	(1) 地域貢献活動の充実	10
	(2) 産学官連携の推進	10
2	他大学等との連携	11
第6	自己点検・評価等に関する目標を達成するための措置	11
1	自己点検・評価の実施	11
2	積極的な情報公開の推進	12
3	戦略的広報の展開	12
第7	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	12
1	運営体制の改善	12
	(1) 教職協働等による機動的・効率的な業務運営	12
	(2) 監査制度の充実	12
	(3) 人事制度の運用	13
	(4) 安定的な情報環境の整備と情報セキュリティの強化	13
	(5) 働きやすい職場環境づくり	13
2	財務内容の改善	14
	(1) 自己収入の確保	14
	(2) 安定的な財政運営	14
3	その他業務運営に関する重要事項	14
	(1) 大学支援組織等との連携強化	14
	(2) 危機管理体制等の充実	14
	(3) 法令遵守の徹底	15
第8	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画	16
1	予算（令和7年度～令和12年度）	16
2	収支計画（令和7年度～令和12年度）	17
3	資金計画（令和7年度～令和12年度）	17
第9	短期借入金の限度額	18
第10	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	18
第11	重要な財産の譲渡等に関する計画	18
第12	剰余金の使途	18
第13	地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	18

I 第3期中期計画策定の基本的考え方

1 本学を取り巻く現状と今後の展開

近年、日本の18歳人口は減少し続けており、我々は大きな危機感を抱かざるをえない。今後の教育機関における大学の規模や適切な地域配置など、将来の高等教育の在り方が問われ続けている。

世界的に見ても、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化とAI（人工知能）をはじめとする技術革新の著しい進展は、「人間の創造する社会」そのものにおいても全く新しい構造をもたらすものと考えられる。

また、多くの大学と同様、本学においても厳しい財政状況が続くと見込まれており、開学10周年を迎えたばかりの成長途上にある美術大学であるものの、適切な投資と効率化による大学運営が今、求められている。

一方、高齢化社会を見据えた生涯を通じた芸術への関心やワーク・ライフ・バランスの実現など、多様で新たな価値観が生まれており、こうした潮流が地方創生の展開とあいまって、本学に対する役割と期待はこれまで以上に高まるものと思われる。

こうした中、本学では、平成25年4月の開学以来、建学の「4つの基本理念」の実現に向け、第1期および第2期中期計画に基づく特色ある教育研究活動に取り組むとともに、大学院の設置やNPO法人アーツセンターあきたの設立など、組織体制の基盤整備に努めてきた。

また、第2期中期計画期間中には新型コロナウイルスの感染症が拡大し、安定的な大学運営が危ぶまれる状況の中、大学の危機管理体制の整備やオンラインによる授業や業務に着手するなど、新たな時代に対応した大学の在り方を追求したほか、2023年に開学10周年記念事業を実施し、地元地域のみならず、広く県内外に本学の存在をアピールし、本学の次なる歴史の出発点と改めて認識した。

第3期中期計画においては、次に掲げる将来像を実現するための重点的に取り組む事項を設定するとともに、本計画の着実な推進を通じて、第3期中期目標の達成に向けた各種取組を積極的に展開する。

2 計画期間中に目指す将来像

時代の要請に応え、国内外にさらなる存在感を示すことができる大学

コロナ禍で十分に達成出来なかったため、第2期に引き続き、地域に根ざした教育研究活動を通じて、時代が求める役割や期待に応えるとともに、本学の特色

を生かした新たな挑戦により地域に愛され、支持され、広く国内外に存在感を示すことができる大学を目指す。

3 重点的に取り組む事項

- (1) 領域横断・複合的視野を重視した学際的な教育研究を推進し、えほんプロジェクトなどの新しい芸術表現領域の創造・発信を通じ、広く芸術文化の発展に貢献する。【関係事項：⑳、㉘】

- (2) 学生の総合的基礎力の向上と、きめ細かな教育指導体制を構築するため、新たな基礎教育プログラムを導入し、同プログラムの十分な検証と充実を図る。【関係事項：④】

- (3) NPO法人アーツセンターあきたと連携しながら、地域社会の課題解決および活性化に貢献するほか、市民が文化芸術に接する機会の創出を図る。また、科学技術振興機構からCOI-NEXTの採択を受け実施している「森の価値変換を通じた、自律した豊かさの実現拠点」について、着実な推進に努める。【関係事項：㉒、㉓、㉗】

- (4) 学生の異文化への興味・関心をより一層引き出し、新規科目を含めた教育プログラムを提供するほか、海外の交流提携校等との交換留学、国際交流、留学支援等により、国際的な視野や感覚を備えたグローバル人材の育成に努める。【関係事項：⑦、⑧、⑨】

- (5) 教育研究環境のさらなる充実・向上を図るため、施設および設備の計画的な修繕・更新を行うとともに、将来の大学のあるべき姿の構想である、キャンパスランドデザインを策定する。【関係事項：⑰、⑱】

II 公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期計画

第1 中期計画の期間および教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部：美術学部

大学院：複合芸術研究科

第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育の充実

(1) 教育課程・研究指導の充実

- ①学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を軸とする学修成果の把握に取り組むとともに、必要に応じて科目区分や科目内容、履修方法等の見直しを行う。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
1	カリキュラム・カリキュラムマップの 検証と見直しの審議回数	1回以上（毎年度）

- ②学部から大学院までの一貫した学びを提供するため、学部と大学院の教員による共同授業等の相互的な活動を推進するほか、学部生が聴講可能な大学院の授業科目や特別講義等を積極的に開講し、学生にあらかじめ周知するなど、学部と大学院のさらなる連携の強化を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
2	学部生の聴講を認める大学院授業科目 等開講数	2科目以上（毎年度）

- ③学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づく適切な成績評価を行うため、全科目を対象とした成績一覧を作成し、成績分布や評定平均等について定期的な検証を行い、成績評価の客観性および厳格性を確保する。

- ④学部において、学生の総合的基礎力の向上ときめ細かな教育指導体制を構築するため、新たな基礎教育プログラムの導入科目として「基礎演習」を再編するほか、少人数制ゼミ形式で各教員の専門領域への理解を深める科目として「基礎ゼミナール」を新設し、基礎教育の満足度に係る調査の結果等を踏

まえ、十分な検証を行い、同プログラムの充実を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
3	基礎教育満足度の調査結果	80%以上（毎年度）

⑤大学院において、修士課程から博士課程の一貫した研究活動を支援するための体制を整備し、学位審査体制やスケジュール等を毎年度の前期・後期に点検するほか、最新の社会課題と研究トレンドの動向に対応し、異なる専門領域の教員と連携・協働する体制の整備および先端的研究を支援するため、既存の施設・設備のアップデートを通して、新しい芸術領域の創造を目指す人材の育成に努める。

⑥教職課程において、教育実習関連科目など本学独自のカリキュラムと、学生一人ひとりに対するきめ細やかな個別指導の実施により、基礎的素養と実践的指導力を兼ね備えた教員養成プログラムの実施に努めるほか、同課程における自己点検・評価の実施と不断の改善に取り組む。

(2) グローバル人材の育成および国際交流の推進

⑦学部において、異文化コミュニケーションの修得に向けて、学生の異文化への興味・関心をより一層引き出すとともに、現行の関連科目の内容や外国語科目の配当年次等を見直すほか、多様性への理解とグローバルな視野の獲得に繋がる新規科目を含めた教育プログラムを提供し、グローバル人材を育成する。

⑧学生が多様な文化に触れ、国際的な視野や感覚を習得することを目的に、国際交流機会の拡充を図るため、世界の地域バランスを考慮の上、海外の交流提携校の新規開拓に取り組むとともに、交流提携校等との定期的な国際交流を継続するほか、国際交流プログラム支援事業や海外の美術動向を積極的に取り入れた交流事業を展開する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
4	交流提携校等との交流件数	45 件以上（6 年間合計）
5	交流提携校等との交流人数	延べ 700 人以上（6 年間合計）
6	語学講座等の参加者数	延べ 210 人以上（6 年間合計）

⑨学生の海外留学や国際的な活動を推進するため、助成金の支給による経済的支援のほか、国際交流協定締結校との交換留学制度を活用した渡航について、海外渡航安全ガイドブックの作成やガイダンスの実施などによる各種サ

ポートを行う。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
7	留学支援者数（留学助成、国際交流プログラム参加者、F A基金等）	延べ126人以上（6年間合計）

- ⑩留学先で履修した授業科目について、単位互換による単位認定ができるよう取組を進める。

(3) 教育力の向上

- ⑪不断の見直しと改善によって教育活動のより一層の充実を図るため、学生を対象に授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックすることで自発的な改善を促すほか、評価が低い授業については、改善状況のフォローアップを着実にを行う。また、本学の現状や課題を踏まえたテーマ設定の下、教員相互の授業参観や授業研究会を開催し、授業の取組や教授法について教員間で共有・意見交換する場を設けることなど、組織的なFD活動を推進する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
8	授業アンケート結果	全体平均4.5点以上（毎年度）
9	授業アンケートで低評価（平均3.5点以下）の科目数	12科目以下（6年間合計）
10	教員の授業研究会参加率	60%以上（毎年度）

- ⑫教職員の資質の向上と能力の開発に資するため、大学管理運営や教育研究支援に関する研修会等を開催するほか、計画的に学外研修会等へ教職員を派遣し、学んだ内容を学内で共有するなど、組織的なSD活動を推進する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
11	教職員の学外研修会等参加者数	延べ284人以上（6年間合計）

2 学生確保の強化

(1) 入試制度の検証

- ⑬学部において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、より優秀で高い学修意欲と目的意識を持つ学生を確保するため、入学者選抜方法の検証を毎年度実施し、その結果に応じて入試制度の見直しを的確に行う。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
12	学部の入学定員充足率	100%（毎年度）

- ⑭大学院において、優秀な国内外の入学者を確保するため、オンライン出願・入試の活用のほか、入学選抜の内容、時期、方法等の見直しにより改善を図り、本学に関心のある志願者が受験しやすい環境を整備する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
13	大学院の入学定員充足率	100%（毎年度）

(2) 入試広報の充実

- ⑮美術や芸術に対する意欲や関心の高い優秀な受験生の出願を促すため、オープンキャンパスや大学説明会を実施するほか、映像資料やSNSなどを活用した効果的な情報発信を行い、入試広報活動の充実を図り、一定数の入学志願者確保に努める。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
14	オープンキャンパス参加者のアンケート結果	「とても満足」「満足」の回答率90%以上（毎年度）

- ⑯学部において、県内からの入学者を確保するため、本学に関心のある県内の高校生を対象に、実技試験の出張講座等を毎年度実施し、実技力の向上を図ることで、本学への出願を促進するとともに、実技試験を課さない入試区分を効果的に発信し、新たな受験者層の開拓に取り組む。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
15	県内からの入学人数	120人以上（6年間合計）

第3 学生支援に関する目標を達成するための措置

1 学修支援の充実

(1) 学修環境の整備

- ⑰誰もが安全安心に過ごせるキャンパスを目指し、さらなる教育研究環境の整備・充実・向上を図るため、将来の大学のあるべき姿の構想である、キャンパスランドデザインを策定する。

- ⑱学修環境の向上を図るため、施設および設備の計画的な修繕・更新を行うとともに、図書館内にエレベーターを設置するなど、学内のバリアフリー化を段階的に進めるほか、共通工房の設置等による教育研究機能の高度化を推進する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
16	バリアフリー化等改修工事達成率	100%（本計画期間終了時）

- ⑲学生の自主学修環境の向上を図るため、新たな図書館設備の計画的導入および土曜日開館について検討する。

(2) 創作活動等の支援強化

- ⑳学生の作品制作や展示会開催などの自主的な芸術表現活動を積極的に支援するため、多様な学生ニーズに沿った創作・展示スペースを確保し、活動拠点として提供するほか、市内や首都圏等における学外企画展への出展機会を設け、学生の意欲向上と創作活動の充実を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
17	大学が支援を行う学外企画展等への出展学生数	延べ50人以上（6年間合計）

- ㉑芸術資料や将来的な財産として優れた卒業・修了研究作品を収蔵していくとともに、収蔵作品のアーカイブ化に取り組み、自由に閲覧できる環境を整備するほか、授業や学内展示等での活用により、学生の創作・研究活動の支援を図る。

2 生活支援の充実

(1) 相談体制等

- ㉒学生が抱える心身の問題等を早期に発見・把握し、必要な支援を行うため、入学・新学期開始直後の4月に健康診断を実施する。また、学生支援担当者会議を学期ごとに開催し、支援を必要とする学生の情報を関係する教職員間で共有するほか、キャンパスソーシャルワーカーや臨床心理士と連携しながら、悩みを抱える学生の相談に適切かつ迅速に対応できるよう、組織的な支援体制の充実を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
18	心身の不調を理由とする休学者数	延べ30人以下（6年間合計）

(2) 経済的支援

- ㉓高等教育の修学支援新制度（学部生対象）による授業料等の減免および給付奨学金の受給希望学生を対象に、申請手続に関する説明会を開催し、情報提供や各種手続のサポートを充実させる。

3 進路支援の充実

- ㉔学生ニーズに対応したセミナー、ガイダンス、業界研究会等を積極的に開催するほか、キャリア教育科目等の授業と連携し、対象学年に応じて進路について

段階的に学べる仕組とし、キャリア教育の充実を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
19	セミナー等の参加学生数	延べ625人以上(6年間合計)

- ②⑤学生一人ひとりの将来への目的意識を持った進路決定に向け、進路選択やポートフォリオ作成の相談に丁寧に対応するとともに、インターンシップや求人情報等の収集に取り組み、進路指導の強化を図る。また、多様なキャリア形成に対応できるように、本学学生と親和性の高い企業・業界とのコネクションを確立する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
20	進路決定率(志望者ベース)	100%(毎年度)

4 総合的な支援の充実

- ②⑥障がい、性自認、国籍、人種、宗教等の多様性を尊重し、学生一人ひとりのニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、サポート体制を構築するなど、学生が快適に学修・研究活動に取り組める環境整備に努めるほか、教職員を対象にダイバーシティ等に関する研修を実施し、総合的支援を推進する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
21	教職員のダイバーシティ推進等研修会参加率	50%以上(毎年度)

第4 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 研究水準の向上

(1) 先鋭的・複合的な研究の推進

- ②⑦学長プロジェクト研究費(競争的研究費・芸術表現企画事業費)の配分により、独創的・萌芽的研究、産学連携に寄与する研究、アートプロジェクト等のほか、他分野の研究者や他機関と連携した領域横断・複合的視野を重視した学際的研究を推進し、新しい芸術領域の創造、未だ知られぬ価値・可能性を有する文化的資源の発掘、地域課題の解決等に資する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
22	学長プロジェクト研究費(競争的研究費・芸術表現企画事業費)申請件数	100件以上(6年間合計)

(2) 研究成果の発信

- ②⑧学術研究等を通じて得た芸術表現の新たな方向性や可能性、特色ある研究成果、活動実績等を広く国内外に発信するため、美術大学の高度な専門性を活

かした手法によって企画する展覧会等を開催するとともに、ウェブサイトにも成果公開ページを新たに設置し発信力を強化することで、本学のプレゼンス向上を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
23	展覧会等の開催回数	36回以上（6年間合計）

2 研究支援体制の充実

(1) 外部研究資金獲得の強化

⑳ 教員に対して外部研究資金の公募情報等を積極的に提供するとともに、学内研究費の裁量的配分、学内勉強会の開催、専門機関による研究計画調書添削、過去に本学で採択を受けた研究課題の研究計画調書閲覧制度等を実施することにより、科学研究費助成事業等の外部研究資金の獲得に向けて組織的・戦略的な支援を行う。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
24	科学研究費助成事業申請件数	132件以上（6年間合計）
25	科学研究費助成事業採択件数	18件以上（6年間合計）
26	研究計画調書添削支援利用件数	78件以上（6年間合計）

(2) 若手研究者の育成等

㉑ 若手研究者の育成を推進するため、学内研究費や専門機関による研究計画調書添削支援を手厚く実施するほか、若手研究者を対象とする外部研究資金の公募等に関する情報提供を積極的に行い、研究支援体制の充実を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
27	若手研究者の競争的研究費採択件数	25件以上（6年間合計）
28	若手研究者の科学研究費助成事業申請件数	36件以上（6年間合計）
29	若手研究者の研究計画調書添削支援利用件数	25件以上（6年間合計）

(3) 研究不正防止の徹底

㉒ 研究不正防止計画に基づき、教職員や学生に対して、研究倫理に関する研修や啓発活動等を定期的に実施するほか、必要に応じて、不正な研究を予防するための研究倫理審査を実施し、組織的に研究不正防止に取り組む。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
30	教員・助手の研究倫理 e ラーニング受講率	100%（毎年度）
31	大学院生の研究倫理教育研修会参加率	90%以上（毎年度）

第5 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置

1 地域社会への貢献

(1) 地域貢献活動の充実

③秋田が抱える様々な地域課題に対して、美術大学の専門性を活かした解決を図るシンクタンクとしての役割をより一層果たすため、NPO法人アーツセンターあきたと連携の上、過去の取組事例の発信等によって本学が地域社会に還元しうる可能性を提示することで認知度の向上を図る。また、大学の存在意義をアピールできる案件を広く地方公共団体や民間企業等から受け入れて、受託事業・共同研究等を積極的に実施し、事例を積み重ねていく。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
32	受託事業・共同研究等の受入件数	78件以上（6年間合計）

③地域の教育機関等と連携した各種事業を展開し、地域社会に貢献するほか、大学が有する教育資源を活用した公開講座、スクール事業、ワークショップ等を定期開催することで、幅広い世代を対象に美術教育を提供し、市民が文化芸術に接する機会の創出を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
33	地域連携活動・公開講座の実施件数	42件以上（6年間合計）

③秋田市が設置する各種委員会や推進するプロジェクトに教職員が積極的に参画することで、芸術や文化をはじめ、まちづくりに対する提言を行うほか、中心市街地における芸術文化ゾーンの活性化や市民生活のさらなる向上に寄与する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
34	秋田市からの受託事業等の受入件数	15件以上（6年間合計）
35	芸術文化ゾーンでのイベント開催件数	90件以上（6年間合計）

(2) 産学官連携の推進

③持続可能な地域産業の振興・発展等に寄与するため、秋田産学官ネットワーク等への参画を通じ、幅広い分野の企業・団体等との連携を推進し、本学が有する人的資源および教育研究成果を地域社会に還元する。

③⑥実践的な教育活動の一環として、経済活動を体験する機会を創出するとともに、地域経済の発展に寄与することを目的に、本学の専門性を活かした商品開発・パッケージデザイン等をはじめとする民間企業等との連携プロジェクトを計画的かつ組織的に実施する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
36	民間企業等との連携プロジェクト実施件数	12件以上（6年間合計）

③⑦秋田が抱える人口減少や高齢化などの社会問題解決に向け、新たな社会デザインを提案するために、科学技術振興機構から採択を受け実施している「森の価値変換を通じた、自律した豊かさの実現拠点」について、秋田県立大学・国際教養大学のほか参画する自治体・民間企業等と連携を図りながら、本学が担う「森とまち」「森と技」「森と人」の3課題について、従来から取り組んできた地域連携事業の実績を生かして、毎年度計画している事業を推進する。

2 他大学等との連携

③⑧大学コンソーシアムあきた等への参画を通じて、高大連携授業等を積極的に開講することで、高度な美術教育を受ける機会を提供するほか、県内国公立4大学をはじめとする高等教育機関や他の美術系大学との連携・交流を推進し、その成果を地域社会に還元する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
37	大学コンソーシアムあきた等が主催する高大連携授業開講数	30科目以上（6年間合計）

第6 自己点検・評価等に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価の実施

③⑨中期計画に係る各取組の進捗管理とPDCAサイクルの確実な履行を徹底する観点から、地方独立行政法人法に基づく業務実績評価（法定年度）および学校教育法に基づく自己点検・評価を実施するほか、秋田市公立大学法人評価委員会および認証評価機関による法定の外部評価を受審し、その結果等を積極的に業務運営に反映することによって、効率的かつ効果的な内部質保証を推進する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
38	法人評価委員会等による業務改善指摘に対する反映率	100%

- ④⑩本学の基本理念の実現に向けて、入学から卒業（修了）までの教育活動における一貫性を確保するため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の内容を定期的（令和9年度および12年度）に点検する。

2 積極的な情報公開の推進

- ④⑪地域社会、学生、大学支援組織等の法人を取り巻くステークホルダーに対する説明責任を果たすため、法定の公表事項について、毎年度、適時適確な情報公開を徹底する。また、学生を対象とした各種アンケート結果と本学の対応方針や、学生・教員による多様な教育研究活動や地域貢献活動など、様々な情報について積極的な情報公開を推進し、業務運営の透明性を確保する。

3 戦略的広報の展開

- ④⑫広報戦略基本方針に基づき、本学の特色ある教育研究活動や、地域貢献活動、国際的な活動、学生・卒業生の受賞等の情報を、国内外に積極的かつ効果的に発信し、本学の認知度向上を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
39	広報戦略の達成項目数	48項目（6年間合計）

第7 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善

(1) 教職協働等による機動的・効率的な業務運営

- ④⑬次代を見据えて、将来にわたって持続可能な大学運営を実現するため、「将来構想検討WGの提案（最終報告）」（令和3年1月）の再検証を行い、その結果を踏まえて、各種委員会や教職員の協働により、社会の変化やニーズに即応し、より充実した特色ある教育プログラム、教育環境、学生支援等の提供を目指す。

- ④⑭教員と事務職員との一体的な連携体制を確保し、各委員会やセンター等の業務を教職員の協働により行うことや、外部委託を有効に活用することで機動的かつ効率的な組織運営を推進するほか、帳票発行作業等の各種事務手続を電子化することで、教職員の負担軽減および業務の効率化を図る。

(2) 監査制度の充実

- ④⑮適法性、合理性および効率性の観点による法人運営ならびに会計経理の適正を確保するため、監査の独立性を保持しつつ、監事と連携を図りながら、監

査計画に基づくモニタリング、内部監査等を着実に実施し、法人・大学運営の継続的な業務改善を推進する。

(3) 人事制度の運用

④⑥教員活動の可視化による教員の意識改革により、教員個々の質の向上を図るため、教育、研究、大学運営および地域連携・社会貢献の項目による教員評価を実施するほか、一般事業主行動計画に基づき、女性教員を計画的に採用し、常勤教員に占める女性比率の向上を目指す。また、法人採用職員を計画的に採用するほか、職員の人事評価を実施し、能力・実績に基づく適正な人員配置を行う。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
40	常勤教員に占める女性比率	30%以上（本計画期間終了時）
41	事務職員の法人採用職員率	75%以上（本計画期間終了時）

(4) 安定的な情報環境の整備と情報セキュリティの強化

④⑦情報セキュリティの基本方針に基づき、学内情報システムの確実な構築と安定的な運用を図るため、システム障害発生時に即応可能な体制を整備するほか、情報センターでも運用可能な自律性を有するセキュリティシステムを導入し、個人情報保護等のセキュリティおよび各種サイバー攻撃対策のさらなる強化に取り組む。

(5) 働きやすい職場環境づくり

④⑧男女共同参画社会の実現を目指し、多様化する働き方へ対応するため、育児休業をはじめとする休業・休暇制度の積極的な取得促進と休暇明けの円滑な職場復帰の支援に取り組むほか、職場全体で休暇を取得しやすい環境づくりに努めるなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
42	育児休業取得率	65%以上（本計画期間終了時）
43	年休(夏期休暇含む。)10日以上取得率	80%以上（毎年度）

④⑨安全安心な労働環境を整備・維持するため、ハラスメントの防止等に関する研修会を開催し、教職員のハラスメントに関する一層の意識向上を図るほか、ハラスメント相談窓口を通じ、悩みを抱える教職員を支援し、適切かつ迅速に対応する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
44	教職員のハラスメント防止等に関する研修会参加率	70%以上（毎年度）

⑤教職員が心身共に健康で意欲的に働くことができるよう、適切な安全衛生管理に努めるとともに、メンタルヘルスに関する研修およびストレスチェックを実施し、より働きやすい職場環境の整備・向上を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
45	教職員のストレスチェック受検率	80%以上（毎年度）

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

⑤自己収入の確保に向けて、フューチャー・アーティスト基金等への寄附の勧誘をあきびネット会員等に対して積極的に展開するほか、大学施設等の有償貸付を行うなど、資産の有効活用を図る。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
46	寄附金等の確保額	5,000千円以上（6年間合計）

(2) 安定的な財政運営

⑤限られた予算の中で効果的かつ効率的な執行を図るため、事業の見直しやスクラップアンドビルドを徹底し、自己点検・評価等の結果を踏まえ、本学の教育研究活動の質の確保および課題解決に向けた予算配分を行うことで、安定的な財政運営に努める。

3 その他業務運営に関する重要事項

(1) 大学支援組織等との連携強化

⑤あきびネット、後援会、同窓会等の大学支援組織等と学生が交流する機会を確保し、情報交換を通じて学生ニーズに応じた支援事業が実施可能な体制を整備する。

指標番号	評価指標	達成水準・数値目標等
47	大学支援組織等との交流機会	18回以上（6年間合計）

(2) 危機管理体制等の充実

⑤組織的なリスクマネジメントおよび危機管理を徹底するため、業務継続計画や危機管理基本マニュアル等に基づき、事件や事故、災害発生等を想定した危機管理体制の整備を推進するほか、必要に応じて計画等の見直しや検証を

行う。また、避難訓練や危機管理に関する研修会等を実施し、教職員の危機意識の醸成を図る。

(3) 法令遵守の徹底

- ⑤ 不正経理等の防止を図るため、新任教職員を対象とした研修会を毎年度実施するほか、業務の適正を確保するための体制を整備し、コンプライアンスを徹底する。

第8 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（令和7年度～令和12年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	7,033
授業料等収入	1,569
施設整備費補助金	1,824
受託研究等収入	139
その他収入	67
計	10,632
支出	
人件費	6,023
一般管理費	410
教育研究経費	1,853
教育研究支援経費	383
施設設備費	1,824
受託研究費等	139
計	10,632

（人件費の見積もり）

中期計画期間中、総額60億23百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬、教職員の給料、諸手当および法定福利費に相当する費用を試算した（退職手当を除く）。

（運営費交付金の算定方法等）

中期目標・中期計画の達成のために必要と考えられる支出経費の合計額から見込まれる収入を差し引いた額を各年度の運営費交付金額とする。

なお、本計画における運営費交付金および施設整備費補助金は、現時点で見込まれる期間中の支出および収入を一定の条件を前提として試算したうえで算出したものであり、各年度における実際の運営費交付金および施設整備費補助金については、当該年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画（令和7年度～令和12年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	8,808
経常経費	8,808
業務費	8,064
教育研究経費	1,732
教育研究支援経費	198
受託研究費等	111
人件費	6,023
一般管理費	368
減価償却費	376
収益の部	8,808
経常収益	8,808
運営費交付金収益	7,033
授業料等収益	1,569
受託研究費収益	139
雑益	67
純利益	—

3 資金計画（令和7年度～令和12年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	10,632
業務活動による支出	8,808
投資活動による支出	1,824
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	—
資金収入	10,632
業務活動による収入	8,808
運営費交付金による収入	7,033
授業料等による収入	1,569

受託研究等による収入	139
その他の収入	67
投資活動による収入	1,824
財務活動による収入	—
前期中期目標期間からの繰越金	—

第9 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入の遅延等又は事故の発生等に対応するため、短期借入金の限度額を1億2千万円（年間の運営費交付金および授業料の月平均の1か月相当額）とする。

第10 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

第11 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

第12 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる。

第13 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる。